

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第三十六号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（平成二十四年五月奈良県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第六項第五号」を「附則第四項第五号」に、「附則第六項第一号から第三号」を「附則第四項第一号から第三号」に、「附則第六項第六号」を「附則第四項第六号」に、「附則第六項第一号から第五号」を「附則第四項第一号から第五号」に改め、附則第三項中「附則第五項の」を「附則第三項の」に改め、同項各号中「附則第五項各号」を「附則第三項各号」に改め、附則第五項及び第六項中「附則第六項各号」を「附則第四項各号」に改め、附則第六項中「附則第八項」を「附則第六項」に、「附則第六項及び」を「附則第四項及び」に改め、附則第七項中「附則第八項」を「附則第六項」に、「附則第六項第五号」を「附則第四項第五号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。